

鈴鹿市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：飯野寺家162号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
飯野寺家町字小深田 381 番 1 地先から 神戸地子町字柳原 397 番 1 地先まで	旧	193.5	4.1～4.4
	新	193.5	6.2～7.7